

『税制改正大綱の概要（1）資産税関連』

既報の自民党・公明党より発表された平成25年度税制改正大綱から、その概要を数回に亘って解説する。

1. 相続税・贈与税の見直し

(1) **相続税の基礎控除及び税率構造の改正**○定額控除：現行5,000万円⇒改正案3,000万円○法定相続人比例控除：現行1,000万円に法定相続人数を乗じた金額⇒改正案同600万円○税率構造：最高税率50%⇒55% (2) 小規模宅地評価減関連○特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積：現行240㎡⇒330㎡に拡充 (3) 贈与税の税率構造の見直し：最高税率（相続時精算課税対象外）50%⇒55% (4) 相続時精算課税の適用要件見直し：①受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加②贈与者の年齢要件60歳以上に引き下げ（現行65歳以上）。

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1) **受贈者（30歳未満）の教育資金充当のため金融機関に信託等した場合、受贈者一人につき1,500万円までの金額に相当する価額について贈与税を課さない**（平成25年4月1日～平成27年12月31日拠出分、金融機関経由で所轄税務署長宛て申告書の提出が必要）。



『税制改正大綱の概要（2）設備投資促進税制などを創設』

平成25年度税制改正大綱についての法人税課税については、地方税で中小企業者等に対して (1) 国内設備投資を促進するための税制措置の創設 (2) 雇用・労働分配（給与等支給）を拡大するための税制措置の創設—を盛り込んだ。また国税で、金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の廃止に伴い、一定の条件を満たした時に、資産の評価損益の計上または期限切れ欠損金の損金算入ができる措置を提言した。(1)は、**生産等設備を取得した場合、事業年度終了の日に有するものの取得価額の合計額が一定の条件を満たした場合、その生産等設備を構成する資産のうち、機械装置をその法人の国内にある事業の用に供した場合に選択適用できることとされる法人税の特別償却または税額控除**を、法人住民税および法人事業税に適用する、というもの。(2)は、**給与等を支給する場合に、その法人の雇用者給与等支給増加額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上である時は、増加額の10%の税額控除ができる法人税の措置を法人住民税に適用する**、というもの。金融円滑化法廃止に伴い提言した措置は、資産の評価換えをするなど一定の条件を満たした場合に適用される。

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com